

いじめをさせない、見逃さない、許さない街づくり

板橋区

いじめ防止対策基本方針



「いじめ」の定義

「いじめ」は、条例第2条において、「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。

【条例】第2条

（1）いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に所属する子どもやあいキッズ、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該子どもと何らかの人的関係を指す。問題行動調査（問題行動調査とは、文部科学省が毎年、生徒指導上の諸問題を把握するために行う調査を指す。以下同じ。）にある「人間関係」でなく「人的関係」となっていることに注意が必要である。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

問題行動調査にある「攻撃」とは、『仲間はずれ』や『集団による無視』など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。」と注釈があったが、法では「影響」と規定されていることから、いじめられた子どもの立場に立ち、いじめられた子どもの気持ちを重視することがいっそう肝要となっている。

なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要であること、また、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てが「いじめ」としての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

「いじめ」の認知に関しては、いじめられた子どもの立場に立って判断するものであるが、問題行動調査には以下のように態様の例を示している。これらの態様の例の一部は就学前の区立幼稚園及び区立保育所においても認められることから、本区においてはいじめの未然防止等に対して適切な対策が講じられるべきであると考える。

重大事態の定義

法第二十八条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①に示す「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のような場面を想定し、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

②に示す「相当の期間」については、いじめを理由とした欠席が年間累計30日を超えて不登校扱いとなった時点を目安とする。ただし、子どもがいじめを理由として7日程度連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。